

厚岸町営住宅入居申込案内書

電話 0153-52-3131 内線 272～275

1. 受付場所等

町営住宅入居申込書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に厚岸町役場建設課管理維持係へ持参してください。

申込の際には入居を希望する住宅を指定してください。

※受付は先着順となります。

2. 入居者の資格

町営住宅に入居することができるのは、次の事項を全て満たしている方です。

- ① 厚岸町内に住所又は勤務先を有する方及びそれが確実な方。
- ② 過去1年間の世帯収入が、公営住宅法で定められている収入基準の範囲内の方。
- ③ 現に住宅に困窮していることが明らかな方。
- ④ 次に掲げるものを完納していること。

工 保育料

才 水道使用料及び下水道使用料

ウ ごみ処理手数料

- ⑤ 入居申込者及びその同居者、又は同居しようとする親族に暴力団員がいないこと。

3. 添付書類

町営住宅入居申込書には、以下の書類を必ず添付してください。

- ① 世帯全員分の住民票(町内に住所を有する方は必要ありません)
- ② 収入がわかる書類(所得証明書、源泉徴収票、年金の振込通知書、確定申告書(写)等)※1※2
- ③ 厚岸町営住宅入居申込に係る同意書(申込時点の年で厚岸町内に住所を有している者)※3
- ④ 障害のある方は、各種障害者手帳の写し。
- ⑤ その他、町長が別に必要と認める書類。

※1 前年の所得証明書が発行されない期間(1～5月)に申し込む場合は、前々年の所得証明書と前年の収入がわかる源泉徴収票等を提出してください。

※2 住民票、課税証明書、生活保護受給証明書についてはマイナンバーの提供により省略可能です。

※3 厚岸町外に住所を有する方は現住所地、申込時点の年の1月1日以降に厚岸町へ住所を異動した方は前住所地の納税証明書又は非課税証明書の添付が必要です。

4. 収入基準について

町営住宅の入居資格として収入基準を設けています。

収入基準額は世帯における1年間の総所得額から控除額を差し引いた金額を12ヶ月で割った額（収入月額）となっており、次の金額を超える場合は入居することができません。

- ・一般世帯 158,000円以下
- ・裁量世帯 214,000円以下

※ 裁量世帯とは

高齢者世帯や障害者世帯など、次のいずれかに該当する世帯を「裁量世帯」と呼び、収入基準を一般世帯より緩和しています。

- ① 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 1級または2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ③ 知的障害のある方で障害の程度が上記②と同程度と認められている方
- ④ 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれかが60歳以上又は18歳未満の者
- ⑤ 同居者に小学校就学前のこどもがいる方

5. 入居者の決定方法

入居申込書を受付後、入居資格の審査を行い入居の可否を決定し、文書で通知します。
入居申込から実際の入居までは早くとも2～3週間以降となります。

6. 入居決定後の手続き

借受証書の提出：緊急連絡人を2名を選出し、町が送付する借受証書に200円の収入印紙を貼付、入居者及び緊急連絡人2名が必要事項を記入・押印し提出していただきます

敷金の納入：家賃の2ヶ月分(家賃の額が2万円未満の場合3ヶ月分)を納入していただきます。

7. 入居後の注意事項

① 次のいずれかに該当する場合、住宅の明け渡し請求を行うことがあります。

- ア 不正の行為によって入居したとき。
- イ 家賃を3ヶ月以上滞納したとき。
- ウ 住宅や共同施設などを故意にき損させたとき。
- エ 入居時に同居した親族以外の人を、町に無断で同居させたとき。
- オ 入居者が死亡、又は退居した場合に引き続き町に無断で住宅に住んだとき。
- カ 他の入居者に迷惑を及ぼす行為、又は周辺の環境を乱す行為を行ったとき。
- キ 理由がなく、町に無断で15日以上住宅を使用しないとき。
- ク 住宅を他人に貸したり、住む権利を他人に譲ったとき。
- ケ 町に無断で住宅の一部を住宅以外の用途に使用したとき。
- コ 町に無断で住宅を模様替えしたり増築したとき。
- サ 入居者及び同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- シ その他、厚岸町営住宅管理条例及び同施行規則に違反したとき。

※上記ウ、カの理由からペットの飼育は禁止しています。

② 次のいずれかに該当する場合、別個手続きが必要となります。詳しくは担当までお問い合わせください。

- ア 子どもが生まれたとき。
- イ 同居している家族が死亡又は転出したとき。
- ウ 新たに親族を同居させたいとき。(収入が多い等の理由で許可ができないことがあります。)
- エ 15日間以上住宅を留守にするとき。
- オ 町営住宅を退居するとき。

8. 家賃について

- ① 入居者及び同居者の収入が著しく低額である等特別な事情があると認められたとき、家賃の減免を受けることができます。
- ② 入居者は、年度に1度、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入を申告する必要があります。
- ③ 町が収入の申告請求を行ったが、入居者から申告がない場合、近傍同種の住宅と同等の家賃を支払っていただきます。
- ④ 町営住宅に引き続き3年以上入居している人で、収入基準を超える所得のある人は収入超過者と認定されます。収入超過者の家賃は、所得に応じて割増された額となります。
また、住宅を明け渡す努力義務が生じますので、自ら住宅を明け渡すよう努めてください。
- ⑤ 町営住宅に引き続き5年以上入居している人で、その所得が2年連続して月額313,000円を超える人は高額所得者と認定されます。高額所得者は近傍同種の住宅の家賃を納めていただくとともに、住宅を明け渡す義務が課せられます。

この場合、町では期限を定めて住宅の明け渡し請求をします。明け渡し請求を受けた入居者

は特別な事情がない限り期限までに住宅を明け渡していただくこととなります。

また、期限までに住宅の明け渡しが行われない場合、近傍同種の住宅の家賃の1.2倍の家賃を徴収いたします。

【個人情報の取扱いについて】

ご提出いただいた町営住宅入居申込書や添付書類に記載された個人情報は、重要なものと認識し、その取扱いについては細心の注意を払います。

1 利用目的

- (1) 町営住宅入居者の選考・入居決定時の家賃算定及び決定通知等の送付に利用。
- (2) 入居後の町営住宅維持管理に利用。

2 ご提出いただいた個人情報の扱い・管理

ご提出いただいた個人情報は、申込みされた方の同意又は法令に基づくものでない限り、いかなる第三者にも提供又は開示いたしません。

また、適切・慎重に管理し、不正アクセス、紛失、改ざん、漏洩等、危険防止のための保護処置を行います。